

栗国島オートキャンプ場
指定管理業務の仕様書

栗国村

粟国村オートキャンプ場の指定管理業務の仕様書

粟国島オートキャンプ場の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、関係法令等によるほか、この仕様書によるものとする。

1 趣旨

本様書は、粟国島オートキャンプ場の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 粟国島オートキャンプ場の管理運営に関する基本的な考え方

(1) 施設の性格

粟国島オートキャンプ場は、野外のレクリエーション活動等をとおして、村民の健康及び福祉の増進並びに観光の振興を図るため設置した。

(2) 運営の方針

上記の性格を念頭に、次に掲げる項目に沿って施設の運営を行うこと。

ア 粟国島オートキャンプ場は、野外のレクリエーション活動等をとおして、村民の健康及び福祉の増進並びに観光の振興を目的として設置されたことに基づいた施設運営を行うこと。

イ 利用者や地域住民の意見要望を運営に反映させること。

ウ 個人情報の保護を徹底すること。

エ 効率的で効果的な運営を行うこと。

オ 利用者には公平に接し特定の個人や団体などに、有利あるいは不利になるような取扱いをしないこと

3 施設の概要

(1) 名称 粟国島オートキャンプ場

(2) 所在地 粟国村字浜照喜名原3220番1

(3) 施設概要

ア 供用開始 令和3年7月

イ 面積 9,818㎡

ウ 施設内容 管理棟：1棟、避難棟1棟、倉庫（旧シャワー施設）1棟
オートサイト：7区画、フリーサイト：10区画
トイレ：1棟、水飲み場：1箇所、駐車場：5台
炊事棟：2棟、休憩舎（東屋）：3箇所

4 開設期間及び開設時間

開設期間は通年とし、定休日は認めないが、天候の状況（荒天、台風、雷等）により、一時使用を中止することがある。

開設時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、村長が認めたときはこの限りではない。

5 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）とする。

6 法令等の遵守

粟国島オートキャンプ場の管理にあたっては、本仕様書のほか、次の各項に掲げる法令に基づかなければならない。

指定期間中に上記法令に改正があったときは、改正された内容を仕様とする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 粟国村オートキャンプ場設置及び管理に関する条例（令和3年5月6日条例第6号）
- (3) 粟国村オートキャンプ場設置及び管理に関する条例施行規則（令和3年5月6日規則第3号）
- (4) 粟国村個人情報保護条例（平成17年3月14日粟国村条例第5号）
- (5) 粟国村情報公開条例（平成17年3月14日粟国村条例第4号）
- (6) 粟国村行政手続条例（平成8年9月21日粟国村条例第12号）

7 指定管理者が行う業務内容

(1) 施設の運営は、利用料金及び村からの管理経費をもって運営することを基本とする。

(2) 職員に関すること

ア 施設の管理運営業務を行う主任者を1名配置する。なお、職員採用にあつては、粟国村内に住所を有する者を優先すること。特別の事情については、その都度協議する。

イ 職員の勤務形態は、施設の管理運営に支障ないよう定めること。

ウ 施設の管理運営に必要な人員は、指定管理者において配置する。

エ 作業員及び受付員は、清潔な服装を着用し、来客、問い合わせ等に対する態度及び言動に充分留意するとともに事故防止に努めるものとする。

オ 施設管理作業員の主な業務は次のとおりとする。

- ① 芝の維持管理として、芝刈り・施肥・散水・除草等を行う。

- ② キャンプ場内の樹木・花の植栽・剪定及び草取りを行う。
 - ③ 備品や機械器具等の管理を行う。
 - ④ その他、施設の維持管理に必要な業務を行う。
- カ 受付事務員の主な業務は次のとおりとする。
- ① 管理棟や炊事棟の清掃など維持管理を行う。
 - ② 利用者の受け業務を行う。
 - ③ 利用料金の徴収及び利用料金の免除事務を行う。
 - ④ 利用人員集計表と利用料金集計表を作成し、保管を行う。
 - ⑤ その他、受付事務に必要な業務を行う。
- (3) 施設及び設備に関すること。
- ア 特に事情のない限り、施設が正常に利用できる状態を維持する。
 - イ 施設の建物、工作物及び物品の修理は、指定管理者の負担において行うこととする。ただし、施設の更新及び大規模修繕については、計画書を作成し、村長と協議する。
 - ウ 施設の維持管理に必要な消耗品、物品の購入及び支払い。
 - エ 光熱水費（電気料、上下水道料）及び燃料代等支払い。
- (4) 利用料金の収受に関すること。
- (5) 指定期間内の施設使用料は、無償とする。
- (6) 利用者の安全対策、救命救急対応、個人情報の保護等について職員の研修を行い適切な体制整備を図ること。

8 経理・運営状況及び収支状況報告等

- (1) 利用料金収入等の取り扱い
- 施設の管理・運営にあたっては、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制」を採用する。
- また、利用料金以外の人的サービス及び物販等に係る料金は、別途指定管理者が定め収入とすることが出来る。
- (2) 利用料金の減額及び免除
- 粟国村オートキャンプ場設置及び管理に関する条例15条の規定に定める範囲内で指定管理者が粟国村長の承認を得て決定する。
- (3) 運営状況及び収支状況の報告
- ア 運営状況報告：施設の運営状況を「粟国島オートキャンプ場運営状況報告書」（別記様式第1号）により、翌月の10日まで報告すること。
 - イ 収支状況報告書：施設の収支状況を「粟国島オートキャンプ場収支状況報告書」（別記様式第2号）により、事業年度終了後30日以内に事業報告添付して村長へ報告すること。

(4) 経理規定

指定管理者は、経理規定を策定し、経理事務を行うこと。

(5) 立入検査

村長は、必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の現地検査を行うこととする。

9 物品の貸与及び帰属等

- (1) 村の所有に属する備品等(別紙1)については、無償で貸与する。ただし、それに係る保険費用並びに修理費用及び更新は指定管理者の負担とする。なお、貸与備品等は、指定管理業務終了後において点検整備のうえ返却すること。
- (2) 指定管理者が指定期間中に管理運営経費により購入した備品等は、村の所有に属するものとする。
- (3) 指定管理者が、管理運営費によらないで購入または調達した備品等は指定管理者の所有に属するものとする。

10 指定期間満了後の事務引継ぎ

指定管理者は、その指定期間満了時において、次期指定管理者が円滑且つ支障なく施設の管理運営業務を遂行できる様に、引継ぎを行うこととする。

11 事業の継続が困難となった場合の措置

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置として、村長は指定管理者の指定を取り消すこととする。この場合に生じた損害は指定管理者が賠償することとする。また、次期指定管理者が円滑、かつ、支障なく施設の管理運営業務を遂行できるように、引き継ぎを行うものとする。
- (2) その他の事由により事業の継続が困難となった場合の措置
災害その他の不可抗力、村及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合、事業継続の可否について協議するものとする。なお、一定期間内に協議が整わない場合、指定管理者の協定を解除できるものとする。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、施設の管理運営業務を遂行できるように、引継ぎを行うものとする。
- (3) 施設の管理運営上のリスク対応
施設運営上の瑕疵に原因があって事故が発生した場合に対応するため、指定管理者はリスクに応じた保険に加入すること。

1 2 原状回復

指定管理者は、指定期間の満了、指定が取り消された場合、協定を解除された場合は、村長の指示に基づき、施設を現状に復して引き渡さなければならない。ただし、指定管理者が村長の承諾を得て行なった箇所、村長が行なった機能向上の箇所及び村長が特に必要であると認める箇所については、この限りでない。

1 3 その他

本仕様書に記載のない事項については、村長と協議を行うこと。